

令和6年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

議事概要

<開催日時> 令和6年12月13日（金）14時00分～15時30分

<開催方法> ウェブ会議（公開）

<出席者>

・WOAH連絡協議会通常メンバー（敬称略、五十音順）

飯塚 修	公益社団法人	日本動物福祉協会	理事
磯部 尚	公益社団法人	畜産技術協会	国際交流部長
小田 茂樹	北海道農政部生産振興局畜産振興課	家畜衛生担当課長	
近藤 康二	公益社団法人	中央畜産会	専務理事
境 政人	公益社団法人	日本獣医師会	
塩島 勉	一般社団法人	日本食肉加工協会	専務理事
砂川 富正	国立感染症研究所	実地疫学研究センター	センター長
筒井 俊之	立命館大学	食マネジメント学部	教授
寺田 繁	一般社団法人	中央酪農会議	事務局長

・農林水産省

松尾 和俊	消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長
春名 美香	消費・安全局動物衛生課課長補佐
伴 光	畜産局畜産振興課総括

今回の議事進行役には寺田氏が選出され、議事次第に基づいて事務局から資料の説明を行いました。続けて、令和6年9月に開催された WOAH コード委員会の報告書で提示された WOAH コード改正案の一部等について意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

1. 動物衛生の動向に関する情報共有

- ・ 境氏から、①日本国内の乳牛に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合でも、加熱処理によりリスクがなくなることに鑑み、生乳出荷の継続を可能とするため、厚生労働省や食品安全委員会との事前検討、②ランピースキン病により生乳が出荷できない酪農家への適切な支援やワクチンを忌避する農家への正しい指導について要望がありました。事務局から、①米国乳牛における高病原性鳥インフルエンザの情報については適宜厚生労働省と共有しており、日本国内での発生時の生乳出荷について今後厚生労働省と検討していく、②農林水産省として再導入や生乳廃棄等について支援しており今後も対応していくとともにワクチンの安全性と効果を周知し一日も早い収束を目指していく旨回答しました。
- ・ 近藤氏から、韓国でランピースキン病のワクチン接種後も発生が継続していることに鑑み、ワクチンの効果について質問がありました。事務局から、韓国で使用されている複数種類のワクチンのうち、日本でも使用している MSD 社ワクチンについては、過去 15 年間世界各地で使用されており安全性と有効性が確認されていること、使用に際して1年に1回接種する必要がある旨回答しました。

2. バイオセキュリティ

- ・ 意見及びコメントはありませんでした。

3. WOAH による公式疾病ステータスの認定、公的制御プログラムの保証、自己清浄化宣言の公開の手順

- ・ 小田氏から、検疫等で病原体が検出された物品の処理方法について、国内への情報開示の要望がありました。事務局から、水際検疫で病原体を検出した場合は、その物品を焼却処理している旨説明しました。

4. 物品の輸出に適用される措置及び手続

- ・ 意見及びコメントはありませんでした。

5. 物品の輸入に適用される措置及び手続

- ・ 意見及びコメントはありませんでした。

6. 口蹄疫

- ・ 境氏から、日本が汚染国からウシ胎児血清を輸入することはないのではないか、コンパートメントからの輸入を認める事務局のコメント方針は日本で口蹄疫が発生した場合のウシ胎児血清の輸出を想定したものと理解、とのコメントがありました。事務局からは、緊急時においては輸入元が汚染国となることも考えられることから、清浄性を追求しつつ輸入の選択肢を増やしたい旨説明しました。
- ・ 筒井氏から、緊急時を想定した場合であっても、汚染国からの輸入のための選択肢を広げることには慎重な対応が必要とのコメントがありました。事務局から、積極的に汚染国からの輸入を進めるという意図はなく、実際に輸入する場合には輸入元となる施設には高い衛生措置が求められることになる旨回答しました。

7. コード委員会の作業計画

- ・ 境氏から、口蹄疫汚染国の発生地域以外からの輸入要件の新たな策定を要請する事務局のコメント方針については輸出継続という観点からは賛成であるが、高病原性鳥インフルエンザにおけるゾーニングやコンパートメント等を適用した輸入に比べてより慎重さが必要とのコメントがありました。事務局からは、日本で口蹄疫が発生した場合に、輸出禁止の影響を一部地域だけに迅速にとどめるための要件を国際基準上で定めるべきとの意図を説明しました。

8. アニマルウェルフェア (AW) の勧告に関する序論

- ・ 境氏から、我が国のスタンスにもあるように、現場に過度な負担が生じないように、業界や関係省庁と意見交換しつつ、AWの普及を推進してほしいとのコメントがありました。事務局からは、これまでも業界関係者や環境省、厚生労働省等の関係省庁と意見交換しつつ、AWの普及に取り組んできているが、引き続き、幅広い関係者と意見交換しながら普及していきたい旨、回答しました。
- ・ 近藤氏から、昨年、国がAWに関する飼養管理指針（AW指針）を示し、その普及を進めているところであるが、現場でのAWの定着状況を把握しながら取り組んでいただきたい旨コメントがありました。事務局からは、昨年、WOAHコードに沿った国のAW指針を発出したところであり、今年度より現場における同指針の取組状況の調査を実施している旨説明した上で、今後も現場の状況を把握しながら丁寧にAWを普及・推進していきたい旨回答しました。
- ・ 飯塚氏から、近年、社会的にもAWの意識が高まってきており、動愛法は環境省が所管している一方で、農林水産省も積極的に関与してくれるようになってきていると理解。関係議員からAWについては科学的に検討してほしいと言われていたため、科学的根拠に基づき、関係団体と連携しつつ取り組んでほしいとのコメントがありました。事務局からは、日本としても科学的知見の重要性は認

識しており、引き続き、最新の知見を積極的に収集しつつ、関係省庁や関係団体等と連携しながらAWを推進していきたい旨、回答しました。

9. その他

- ・意見及びコメントはありませんでした。

(以上)